

群馬大学生体調節研究所評価委員会規程

平成16. 4.1 制定

改正 平成16.11.2 平成17. 4.1

平成23. 4.1

(設 置)

第1条 国立大学法人群馬大学評価規則（以下「評価規則」という。）第7条の規定に基づき、群馬大学生体調節研究所（以下「研究所」という。）教授会の下に、群馬大学生体調節研究所評価委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(目 的)

第2条 委員会は、研究所における研究教育水準の向上及び活性化を図るため、研究教育活動等に関する点検・評価及び群馬大学の職員以外の者による評価・検証（以下「自己評価等」という。）を行い、もってその社会的責任を果たすことを目的とする。

(組 織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

(1) 生体調節研究所長（以下「所長」という。）

(2) 評価規則第5条第1項第7号の室員

(3) 所長が指名する教授 若干人

（委員長及び副委員長）

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は前条第1号の委員をもって充て、副委員長は前条第2号の委員をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

(会 議)

第5条 委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ開くことができない。

2 議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（委員以外の者の出席）

第6条 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴くことができる。

（作業部会）

第7条 委員会に、大学評価に関する具体的事項を検討させるため、作業部会を置くことができる。

2 作業部会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

(1) 所長が指名する教授 3人

(2) 所長が指名する教授以外の教員 若干人

（幹 事）

第8条 委員会の事務を総括するため、委員会幹事を置き、総務課長をもって充てる。

(事 務)

第9条 委員会の事務は、総務課において処理する。

(規程の改廃)

第10条 この規程の改廃は、教授会の議を経て、所長が行う。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。